

令和6年度 ベンゼン等 月別濃度測定結果 (※速報値のため、精度管理などにより値が変わることがあります。)

【1】北九州局 (小倉北区)

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均値	基準値*
ベンゼン	5.7	5.3												3
トリクロロエチレン	0.025	<0.009												130
テトラクロロエチレン	0.040	0.057												200
ジクロロメタン	1.1	0.69												150

【2】企救丘局 (小倉南区)

測定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均値	基準値*
ベンゼン	1.9	1.8												3
トリクロロエチレン	0.010	0.022												130
テトラクロロエチレン	0.033	0.037												200
ジクロロメタン	1.3	0.80												150

【3】若松局 (若松区)

測定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均値	基準値*
ベンゼン	0.81	0.71												3
トリクロロエチレン	0.016	0.010												130
テトラクロロエチレン	0.038	0.033												200
ジクロロメタン	1.5	0.79												150

【4】西本町自排局 (八幡東区)

測定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均値	基準値*
ベンゼン	1.2	0.76												3
トリクロロエチレン	0.010	<0.009												130
テトラクロロエチレン	0.040	0.025												200
ジクロロメタン	1.2	0.75												150

※年平均値の算出にあたって、検出下限値未満の値 (" <***"と表示) が存在する場合は、当該検出下限値に1/2を乗じて得られた値を用いる。

* 環境基本法第16条第1項の規定に基づき設定される、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準 (環境基準値)

令和6年度 優先取組物質 月別濃度測定結果 (※速報値のため、精度管理などにより値が変わることがあります。)

【1】北九州局 (小倉北区)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均値	指針値*
アクリロニトリル	μg/m ³	0.078	0.075												2
アセトアルデヒド	μg/m ³	3.1	2.7												120
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	<0.006	<0.006												10
塩化メチル	μg/m ³	1.8	5.3												94
クロム及びその化合物	ng/m ³	27	110												
クロロホルム	μg/m ³	0.18	0.17												18
酸化エチレン	μg/m ³	0.11	0.12												
1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	0.29	0.14												1.6
水銀及びその化合物	ng/m ³	3.3	2.3												40
トルエン	μg/m ³	3.4	6.5												
ニッケル化合物	ng/m ³	8.0	14												25
ヒ素及びその化合物	ng/m ³	1.7	11												6
1,3-ブタジエン	μg/m ³	0.071	0.051												2.5
ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	0.043	0.094												
ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	9.8	0.26												
ホルムアルデヒド	μg/m ³	4.1	4.4												
マンガン及びその化合物	ng/m ³	58	120												140

【2】企救丘局 (小倉南区)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均値	指針値*
アクリロニトリル	μg/m ³	0.044	0.052												2
アセトアルデヒド	μg/m ³	2.3	1.6												120
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	0.008	<0.006												10
塩化メチル	μg/m ³	1.5	1.6												94
クロム及びその化合物	ng/m ³	20	35												
クロロホルム	μg/m ³	0.18	0.17												18
酸化エチレン	μg/m ³	0.099	0.11												
1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	0.28	0.11												1.6
水銀及びその化合物	ng/m ³	1.1	2.7												40
トルエン	μg/m ³	2.8	4.7												
ニッケル化合物	ng/m ³	4.7	10												25
ヒ素及びその化合物	ng/m ³	1.1	10												6
1,3-ブタジエン	μg/m ³	0.040	0.042												2.5
ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	0.035	0.064												
ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	5.5	0.27												
ホルムアルデヒド	μg/m ³	3.2	3.1												
マンガン及びその化合物	ng/m ³	38	58												140

※年平均値の算出にあたって、検出下限値未満の値(“<***”と表示)が存在する場合には、当該検出下限値に1/2を乗じて得られた値を用いる。

* 環境中の有害大気汚染物質による健康リスク低減を図るための指針となる数値(指針値)：
 「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)」(平成15年9月30日、環境省環境管理局長通知)
 「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第八次答申)」(平成18年12月20日、環境省水・大気環境局長通知)
 「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第九次答申)」(平成22年10月15日、環境省水・大気環境局長通知)
 「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第十次答申)」(平成26年5月1日、環境省水・大気環境局長通知)
 「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第十二次答申)」(令和2年8月20日、環境省水・大気環境局長通知)

令和6年度 優先取組物質 月別濃度測定結果 (※速報値のため、精度管理などにより値が変わることがあります。)

【3】若松局 (若松区)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均値	指針値*
アクリロニトリル	μg/m ³	0.080	0.084												2
アセトアルデヒド	μg/m ³	2.2	2.2												120
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	<0.006	0.009												10
塩化メチル	μg/m ³	11	6.1												94
クロム及びその化合物	ng/m ³	28	28												
クロロホルム	μg/m ³	0.17	0.15												18
酸化エチレン	μg/m ³	0.10	0.10												
1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	0.29	0.14												1.6
水銀及びその化合物	ng/m ³	6.2	2.8												40
トルエン	μg/m ³	2.7	3.7												
ニッケル化合物	ng/m ³	6.7	4.9												25
ヒ素及びその化合物	ng/m ³	1.8	11												6
1,3-ブタジエン	μg/m ³	0.036	0.044												2.5
ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	0.059	0.032												
ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	0.65	0.21												
ホルムアルデヒド	μg/m ³	3.4	4.3												
マンガン及びその化合物	ng/m ³	96	81												140

【4】西本町自排局 (八幡東区)

測定項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均値	指針値*
アクリロニトリル	μg/m ³	0.079	0.067												2
アセトアルデヒド	μg/m ³	1.9	2.4												120
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	<0.006	0.006												10
塩化メチル	μg/m ³	2.4	1.6												94
クロム及びその化合物	ng/m ³	46	22												
クロロホルム	μg/m ³	0.18	0.13												18
酸化エチレン	μg/m ³	0.12	0.10												
1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	0.28	0.14												1.6
水銀及びその化合物	ng/m ³	1.1	2.6												40
トルエン	μg/m ³	3.5	3.0												
ニッケル化合物	ng/m ³	14	6.2												25
ヒ素及びその化合物	ng/m ³	1.7	11												6
1,3-ブタジエン	μg/m ³	0.045	0.049												2.5
ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	0.064	0.045												
ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	1.9	0.29												
ホルムアルデヒド	μg/m ³	2.8	5.2												
マンガン及びその化合物	ng/m ³	95	49												140

※年平均値の算出にあたって、検出下限値未満の値(“<***”と表示)が存在する場合には、当該検出下限値に1/2を乗じて得られた値を用いる。

* 環境中の有害大気汚染物質による健康リスク低減を図るための指針となる数値(指針値)：
 「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)」(平成15年9月30日、環境省環境管理局长通知)
 「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第八次答申)」(平成18年12月20日、環境省水・大気環境局长通知)
 「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第九次答申)」(平成22年10月15日、環境省水・大気環境局长通知)
 「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第十次答申)」(平成26年5月1日、環境省水・大気環境局长通知)
 「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第十二次答申)」(令和2年8月20日、環境省水・大気環境局长通知)